

常任委員会の定数について

令和 8 年 5 月 18 日

名 称	定 数	備 考
総務地域連携交通常任委員会	8	
政策企画雇用経済観光常任委員会	8	
環境生活農林水産常任委員会	8	
医療保健子ども福祉病院常任委員会	8	
防災県土整備企業常任委員会	8	
教育警察常任委員会	8	
予算決算常任委員会	47	

選挙立会人について

令和 8 年 5 月 18 日
議会運営委員会

1 選挙立会人（会議規則第 24 条第 1 項により 2 名以上）

- ・ 5 名以上の会派に属する議員から選出する。
- ・ 議長選挙は、第 1 会派と第 2 会派、副議長選挙は、第 1 会派と第 3 会派の議員が議席番号順にそれぞれ 1 名ずつ立ち会う。
- ・ 四日市港管理組合議会議員選挙がある場合は、再び第 1 会派と第 2 会派の議員が議席番号順にそれぞれ 1 名ずつ立ち会う。
- ・ 予備は、次の順番の者とする。

2 令和 8 年定例会の場合

5 名以上の会派に属する議員から、議席番号順に次のとおり指名する。

	新政みえ	自由民主党	自民党県議団
議長選挙立会人	市野 修平	市川 岳人	
副議長選挙立会人	曾我 正彦		小林 正人
四港議員選挙立会人	川口 円	石垣 智矢	

※くじ引き等で追加の立会人が必要となる場合は、同一会派内で議席番号順に繰り上がる。

正・副委員長互選の委員会開催場所

○予算決算常任委員会 ----- 全員協議会室
(3階)

○常任委員会 (同時開催)

総務地域連携交通常任委員会 ----- 301 委員会室
(3階)

政策企画雇用経済観光常任委員会 ----- 302 委員会室
(3階)

環境生活農林水産常任委員会 ----- 201 委員会室
(2階)

医療保健子ども福祉病院常任委員会 ----- 501 委員会室
(5階)

防災県土整備企業常任委員会 ----- 202 委員会室
(2階)

教育警察常任委員会 ----- 502 委員会室
(5階)

○議会運営委員会

議会運営委員会 ----- 504 議会運営委員会室
(5階)

議 員 派 遣 一 覧 表

1 リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会 総会

(1) 派遣目的

リニア中央新幹線の早期建設の実現を強力に推進するために沿線 10 都府県の期成同盟会等で組織する「リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会」が、令和 8 年度事業計画及び収支予算並びに国、関係機関等への要望活動を決定する「令和 8 年度総会」に出席する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和 8 年 5 月 27 日 1 日間

(4) 派遣議員 曾我 正彦 議員 荊原 広樹 議員
伊藤 雅慶 議員 芳野 正英 議員
倉本 崇弘 議員 長田 隆尚 議員

5月19日の議事予定

紹介 教育長

開議

諸報告

- ・例月出納検査報告書の配付について
- ・説明員の出席要求について

日程第1 常任委員選任の件

日程第2 議会運営委員選任の件

(休憩) 常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のための
委員会開催

諸報告

- ・常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選結果について
- ・追加議案の配付について

日程第3 四日市港管理組合議会議員選挙の件

日程第4 追加議案（人事案件「監査委員」）〔採決〕

日程第5 議員派遣の件

休会の件

散会

委員長会議

正副議長就任記者会見

委員長インタビュー（三重テレビ）

一般質問における登壇予定者の欠席時の取扱いについて（案）

1. 経緯

令和8年3月19日の議運において、質問日・順序が決定した後、一般質問の登壇予定者が体調不良等により、急遽欠席することとなったとき、その質問の取扱いについて、これまでは特段の取決めはなかったため、あらかじめ取決めておいたほうがいいのではないかとの提案がありましたので、以下のとおりの取扱いとしたい。

2. 現行規定等

三重県議会会議規則第39条第4項では、「通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。」とされており、また、「議員・職員のための議会運営の実際2」では、「質問は議員個人に専属するものであり、同一会派の議員といえども、これを代理することはできない。」とされています。

このことから、発言通告には誰が質問するかについても含まれており、発言通告期限経過後は、当然には、欠席した議員の代わりに別の議員が質問することはできません。

※過去に、代表・一般質問ともに、登壇者が欠席した事例はありません。

3. 今後の取扱いについて

このことから、一般質問における登壇予定者の欠席時の取扱いについては、「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」の規定にかかわらず、発言の機会を確保するため、以下のとおりとすることを確認したい。なお、代表質問については、欠席者が出た都度、議会運営委員会で協議することとしたい。

原則として、質問者が決定した後、質問の登壇予定者が欠席した場合については、その定例会議では登壇せず、次の定例会議の一般質問の日に登壇することができる。（任期最後の2月定例会議の一般質問で欠席した場合は、この限りではない。）

ただし、上記にかかわらず、質問通告期限前であれば、議会運営委員会の協議によって、別の取扱いとすることができる。